



(議場)

(議会基本条例制定の提案理由から)

市民の参加及び開かれた議会を推進し、議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上のため全力を挙げて市民の信託に応えることを誓い、全議員の総意により、議会基本条例を制定しようとするものである。

(議会議員政治倫理条例制定の提案理由から)

議員と市民との信頼関係を築く基盤として、全議員の総意により議会議員政治倫理条例を制定しようとするものである。

あしがき

笠岡市には自治基本条例が平成20年10月1日から施行されています。

自治基本条例は笠岡市における最高規範であり、議会基本条例は笠岡市議会における最高規範となります。

議会基本条例は、市民の方々に対して具体的な約束を記述しているのが自治基本条例と比較しての大きな違いであり、また、全議員の総意を基本としています。

議会基本条例の大きな特徴は、市民の要望を的確に把握し、市政に反映させるために、市民が市政に参画できる機会を確保し、議案に対する議決の賛否を含めて、議会に関する様々な情報を市民の皆様を提供することとした点にあります。また、議会報告会を開催し、市民の皆様との意見交換を行うこととしています。

そして、市政に関する重要な政策及び課題に対して、政策立案、政策提案、政策提言を推進するために政策討論会を開催することとしています。

また、議会議員政治倫理条例の前文では、「我々笠岡市議会は、議会基本条例を制定し、将来にわたり市民福祉の向上のため全力を挙げて市民の信託に応えることを誓い、議員は、市民の代表としての自覚と良識を持ち、自らの明確な政治倫理基準に基づき、誇りと強い意志をもって市政を担いつつ、常に説明責任を果たしていくことが必要であり、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、全議員の総意によりこの条例を制定する。」と記しています。

市民から選挙で選ばれた議員と市長とで構成された二元代表制のもと、市民に開かれた議会として、市民に身近な議会として、笠岡市議会も大きく変革しようとしています。

市民の皆様方の御理解と御協力とをお願い申し上げます。